

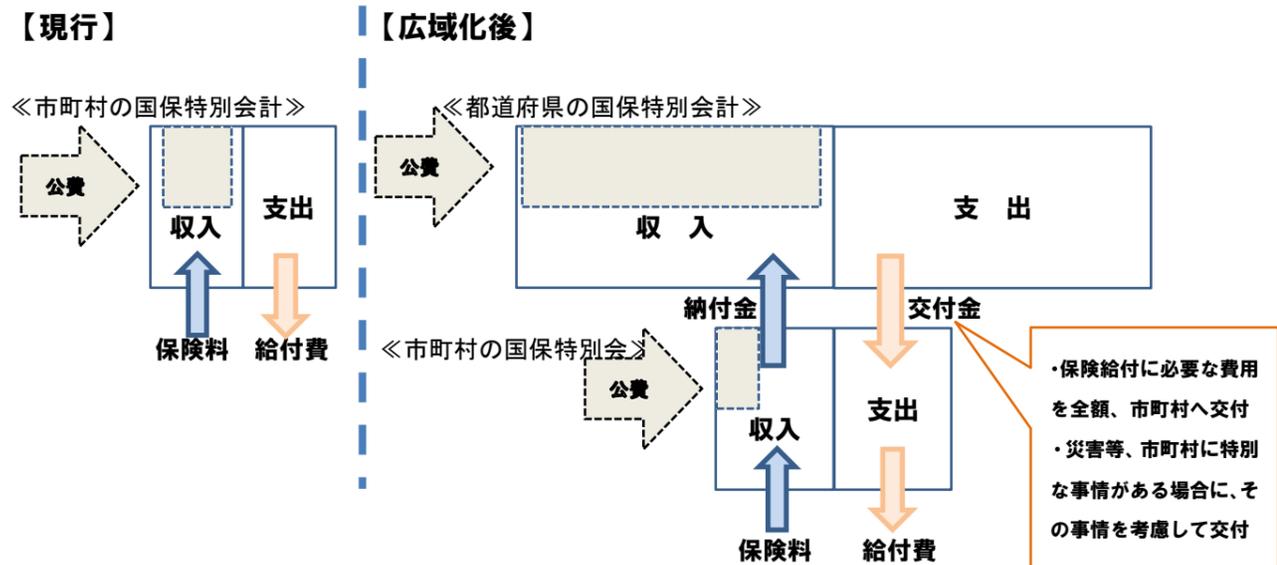
国民健康保険制度改革（国保の広域化）と保険料について

1 国保制度改革の概要

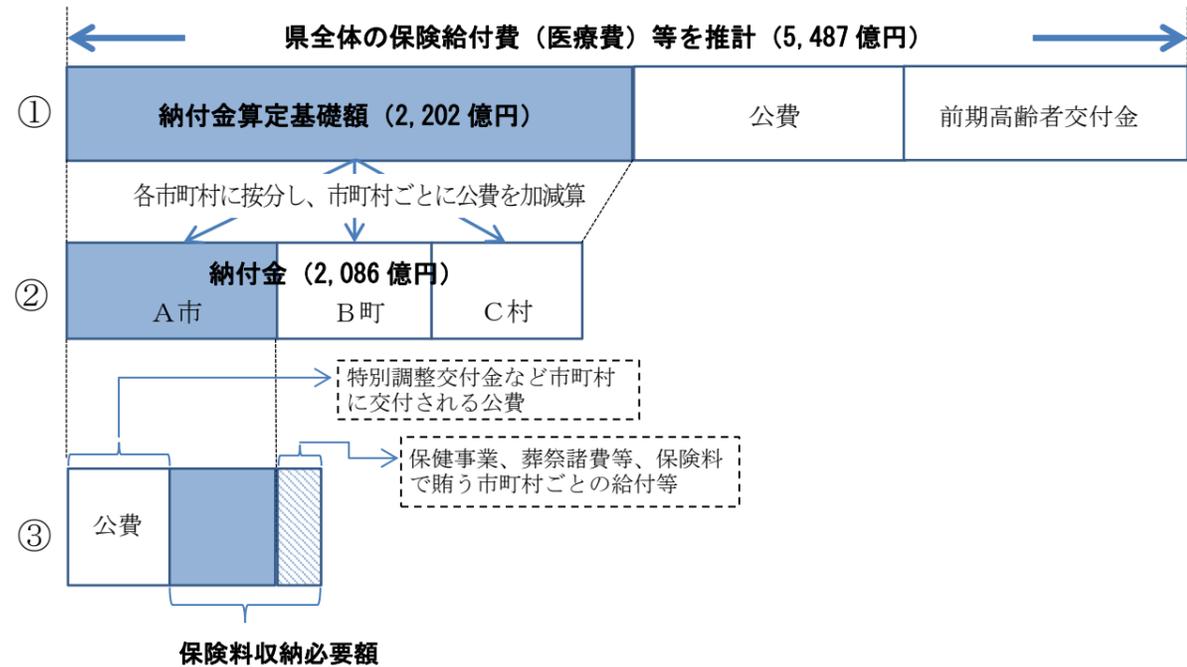
① 運営の在り方 (総論)	○都道府県が県内の市町村とともに国保の運営を担う。 ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○都道府県が県内の統一な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が行う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
② 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を県に納付
③ 資格管理	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※④と⑤も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
④ 保険料の決定、賦課・徴収	・標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
⑤ 保険給付	・給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
⑥ 保健事業	・市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じた、きめ細かい保健事業を実施（データヘルス計画等）

2 広域化後の国保財政の仕組み

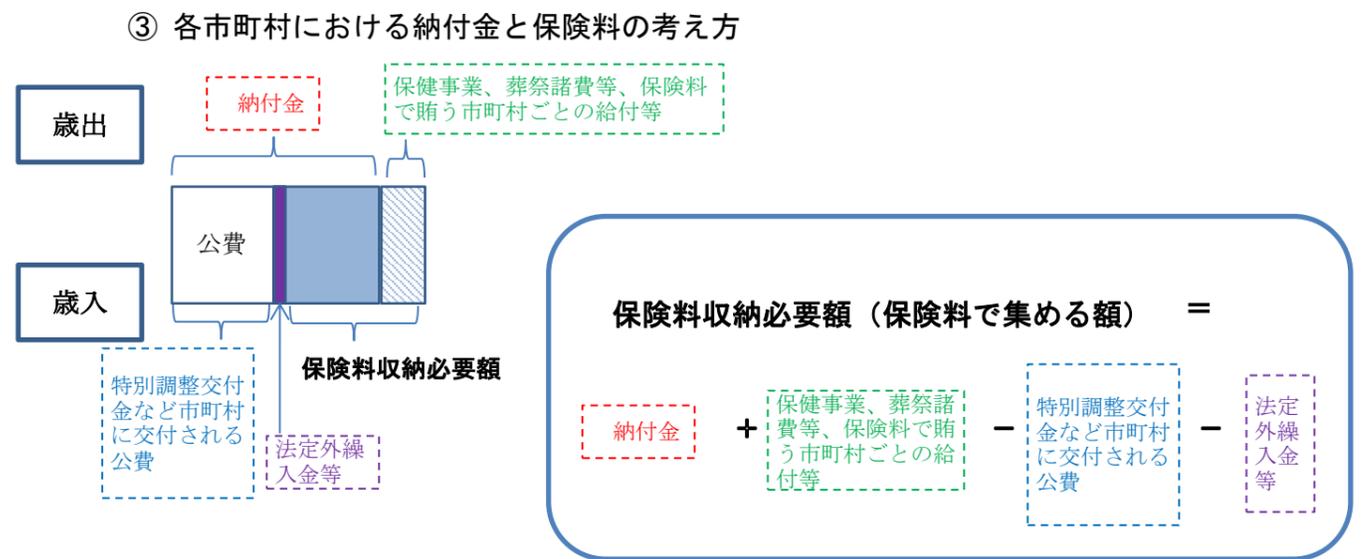
○都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの納付金額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
 ○市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納入する。



3 納付金と保険料の関係について



- ① 県全体の保険給付費等（5,487億円）から、国から県に入る公費（①の図「公費」「前期高齢者交付金」）を差し引いたものが、県の納付金算定基礎額（2,202億円）
- ② 県の納付金算定基礎額について、各市町村に按分する際、各市町村ごとに激変緩和等の調整を行い、公費を加減算して各市町村ごとの納付金額を確定
 ※県全体の納付金（2,086億円）
- ③ 各市町村における納付金と保険料の考え方



これまで個別に給付費を推計し、保険料収納必要額を決定してきたが、今年度より愛知県に納付金を納めるため、愛知県が示す標準保険料率を参考に、瀬戸市の算定方式や予定収納率に基づき、保険料率を定め、保険料を賦課・徴収する。

平成30年度瀬戸市国民健康保険料の料率について

1 保険料率の概要

表1：料率算定基礎データ

年度	区分	賦課総額 千円	被保険者数 (一般) 人	加入世帯数 (一般) 世帯	総所得金額 (基準総所得) 千円
H29	医療分	2,037,602	27,522	17,315	18,039,700
	後期支援分	703,026	医療分と同じ		
	介護分	262,409	8,438	7,118	7,158,901
H30	医療分	2,034,932	26,428	16,936	17,340,205
	後期支援分	666,665	医療分と同じ		
	介護分	257,292	7,980	6,776	6,708,575
H30/H29	医療分	99.87%	96.02%	97.81%	96.12%
	後期支援分	94.83%	医療分と同じ		
	介護分	98.05%	94.57%	95.20%	93.71%

注1：被保険者数、加入世帯数、総所得金額は賦課期日（4月1日）現在の数値。

注2：医療分・後期支援分については、一般被保険者に係る数値。

介護分については、一般被保険者＋退職被保険者等に係る数値。

表2：前年度料率との対比

年度	区分	賦課割合%			保険料率（本算定）			賦課限度額 万円
		所得割	均等割	平等割	所得割 %	均等割 円	平等割 円	
H25	医療分	50	31	19	6.30	22,900	24,900	51
	後期支援分				1.98	7,050	7,664	14
	介護分				1.99	8,610	6,550	12
H26	医療分	50	31	19	6.30	23,000	24,700	51
	後期支援分				1.98	7,192	7,740	16
	介護分				1.99	9,090	6,840	14
H27	医療分	50	31	19	6.90	24,900	26,600	52
	後期支援分				2.43	8,656	9,260	17
	介護分				2.37	10,960	8,060	16
H28	医療分	50	31	19	6.90	24,900	26,100	54
	後期支援分				2.29	8,302	7,800	19
	介護分				1.62	7,800	5,740	16
H29	医療分	50	31	19	6.20	22,900	23,600	54
	後期支援分				1.97	7,355	7,584	19
	介護分				1.70	8,170	5,940	16
H30	医療分	50	31	19	6.20	22,800	23,100	58
	後期支援分				1.97	7,245	7,362	19
	介護分				1.70	7,940	5,730	16
H30 標準保険料率 (参考)	医療分	50	35	15	6.40	25,281	24,684	58
	後期支援分				2.20	7,923	7,736	19
	介護分				2.23	10,272	6,903	16
H30—H29	医療分				0.00	▲100	▲500	4
	後期支援分				0.00	▲110	▲222	0
	介護分				0.00	▲230	▲210	0

所得割 ⇒ 所得割総額を所得により按分して算定しています。また納付する能力に応じた「応能分」といいます。

均等割 ⇒ 被保険者均等割総額を一般被保険者の数に按分して算定しています。

平等割 ⇒ 世帯別平等割総額を一般被保険者が属する世帯の数に按分して算定しています。「均等割」「平等割」をまとめて、利益を受ける量に応じた「応益分」といいます。

2 保険料の負担額

表3：平成29年度との所得階層別保険料比較

単位(円)

所得区分	保険料				
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
0	▲400	▲500	▲500	▲700	▲800
330,000	▲400	▲500	▲500	▲700	▲800
500,000	▲700	▲1,000	▲1,100	▲1,200	▲1,300
600,000	▲600	▲1,000	▲1,100	▲1,300	▲1,200
700,000	▲1,100	▲1,300	▲1,100	▲1,200	▲1,300
800,000	▲1,100	▲1,200	▲1,000	▲1,200	▲1,300
900,000	▲1,400	▲1,400	▲1,300	▲1,400	▲1,500
1,000,000	▲1,400	▲1,500	▲1,300	▲1,500	▲1,500
1,100,000	▲1,500	▲1,500	▲1,200	▲1,400	▲1,500
1,200,000	▲1,400	▲1,400	▲1,600	▲1,400	▲1,500
1,300,000	▲1,400	▲1,500	▲1,700	▲1,500	▲1,400
1,400,000	▲1,500	▲1,700	▲1,600	▲1,400	▲1,500
1,500,000	▲1,400	▲1,700	▲1,600	▲1,900	▲1,500
1,600,000	▲1,400	▲1,800	▲1,700	▲2,000	▲1,400
1,700,000	▲1,500	▲1,700	▲1,700	▲1,900	▲2,000
1,800,000	▲1,400	▲1,700	▲1,600	▲1,900	▲2,000
1,900,000	▲1,400	▲1,800	▲1,900	▲1,900	▲2,100
2,000,000	▲1,400	▲1,700	▲2,000	▲2,000	▲2,000
2,500,000	▲1,400	▲1,700	▲1,900	▲2,200	▲2,000
3,000,000	▲1,400	▲1,700	▲2,000	▲2,200	▲2,400
3,500,000	▲1,400	▲1,700	▲1,900	▲2,200	▲2,400
4,000,000	▲1,400	▲1,700	▲2,000	▲2,200	▲2,400
4,500,000	▲1,400	▲1,700	▲1,900	▲2,200	▲2,400
5,000,000	▲1,400	▲1,700	▲2,000	▲2,200	▲2,400
5,500,000	▲1,400	▲1,700	▲1,900	▲2,200	▲2,400
6,000,000	▲1,400	▲1,700	▲2,000	▲2,200	▲2,400
6,500,000	▲1,400	▲1,700	▲1,900	▲2,200	▲2,400
7,000,000	▲1,400	▲1,700	▲2,000	▲2,200	9,200
7,500,000	▲1,400	▲1,700	▲1,900	17,500	38,600
8,000,000	▲1,400	3,200	25,800	38,700	39,400
8,500,000	11,600	34,800	40,000	40,000	40,000
9,000,000	39,700	40,000	40,000	40,000	40,000
9,500,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
10,000,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000

※介護保険料分については、世帯で2名までを上限とした。